

## 帰還困難区域の特別通過交通制度について

平成 25 年 7 月 24 日  
危機管理課

平成 25 年 6 月 3 日付けで、国の原子力災害現地対策本部、福島県及び関係市町村（ ）の申し合わせにより、これまでのインフラ復旧事業者等に加え、関係市町村の住民についても、催事への参加や墓参等により帰還する場合や、通院、通勤等をする場合には、防犯対策等の所要の措置を講じつつ、帰還困難区域内の主要幹線道路である国道 6 号等の通過ができるようになりました。

なお、本申し合わせを受けて、本年 7 月 1 日からの本市における帰還困難区域の特定幹線道路を通過するにあたっての留意事項及び基本的な事務手続き等については、次のとおりとなります。

関係市町村：田村市、南相馬市、川俣町、飯舘村、広野町、楡葉町、川内村、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村の 12 市町村。

### 1 対象ケース

帰還困難区域の特別通過交通の対象は次のケースに限定します。

( 1 ) 南相馬市民 ( 1 ) が帰還 ( 催事への参加や墓参等 ) のため特定幹線ルートを通過する場合 ( 2 )

1 南相馬市に住民登録がある方 ( 平成 23 年 3 月 11 日時点含む ) を対象とします ( 以下 ( 2 ) 南相馬市民も同様 )

#### 2【例】:

- ・いわき市に避難している南相馬市民が、南相馬市に催事への参加のため特定幹線ルートを通過する場合
- ・いわき市に避難している家族等へ会いに行くため、南相馬市民が特定幹線ルートを通過する場合

( 2 ) 南相馬市民が通院、通勤等の目的で特定幹線ルートを通過する場合 ( 3 )

#### 3【例】:

- ・南相馬市民が、いわき市に通院や通勤するため特定幹線ルートを通過する場合
- ・いわき市に避難している南相馬市民が、南相馬市に通院や通勤するため特定幹線ルートを通過する場合
- ・いわき市に避難している南相馬市民が、相馬市に通院や通勤するため特定幹線ルートを通過する場合

- ( 3 ) 南相馬市においてインフラ復旧事業者等復旧・復興に資する事業に従事される方 ( 1 ) が、帰還困難区域の特定幹線ルートを通行する場合
- ( 4 ) 南相馬市議会議員や南相馬市職員等が、公務目的で帰還困難区域の特定幹線ルートを通行する場合

1 「重要な生活基盤の例」の整備等を行う事業者、除染事業者、生活インフラ供給事業者(電気、ガス、石油・ガソリン、薬品、食品等生活インフラを提供する事業者)、広域組合等公的機関(委託先又は要請先の事業者を含む)など

## 2 申請・通行証の手続等

通過を希望される方は、6月下旬から7月上旬にかけて市から対象となる全世帯(平成23年3月11日時点含む)及び事業者にお送りしている申請書に必要な事項をご記入のうえ、市が設置している「受付コールセンター(2)」に、同封した「返信用封筒」にて送付いただきます。

なお、本年7月1日以降に転入された住民の方などには、転入手続きの際に申請書や特別通過交通制度のしおりをお渡しするとともに、必要に応じて本年7月1日から市役所1階に設置しております「市相談窓口」においても申請書等はお配りしております。

### 2【受付コールセンター】

開設期間 平成25年7月1日から平成26年3月31日まで(平成26年4月1日以降は、別途お知らせします。)

受付時間 9:00～18:00(土日、祝日、年末年始(平成25年12月28日から平成26年1月5日までを除く))

電話番号 **0120-603-315**(フリーダイヤル)

住 所

〒850-8790

長崎県長崎市西坂町2番3号 長崎駅前第一生命ビルディング8F  
株式会社もしもしホットライン

## 3 通行証の有効期間等

- ( 1 ) 南相馬市民：最長3か月 ( 3 )
- ( 2 ) インフラ復旧事業者等：最長3か月 ( 3 )
- ( 3 ) 南相馬市議会議員、南相馬市職員等：所要日数(原則1日)

通行証には、有効期間、通行時間、通過ルート（裏面には地図）、立入り者、車両番号、注意事項等が記載されます。

### 3【更新方法】:

3ヶ月を過ぎた場合は、通行証を更新することになりますので、その際は、コールセンターから通行証とともに送付する「申請書（更新用）」にて申請します（2回目以降の更新も同じ手続きを繰り返すことになります）。

なお、有効期間を過ぎた通行証は、使用することができませんので、お手数をお掛けしますが、申請者が処分してください。

## 4 通行時に携行するもの

- (1) 通行証
- (2) 本人であることを確認できる書類（運転免許証・健康保険証等）（同乗者を含む）
- (3) 申請書の写し（通行証とともにコールセンターから送付します）

（1）～（3）いずれも携行してない場合は通行できませんので、必ず携行するようご注意ください。

## 5 通行時間

- (1) 帰還困難区域への入域時間は、7：00～19：00（19:00を最終入域時間とし、合理的な時間内に遅滞なく退域）となります。
- (2) 通行証には南相馬市民、インフラ復旧事業者等又は南相馬市議会議員、南相馬市職員等が申請した通過交通時間帯（例えば、8:00～9:00及び18:00～19:00）を記載します。
- (3) インフラ復旧事業者等において、当日の天候によって作業時間に変動が生じたことで申請した時間帯外に入退域を行う場合は、5（1）に規定する時間帯に限り、6（1）のルートを通することが出来ます。

## 6 通過ルート

通過可能な特定幹線ルートは、次の3ルート（別紙資料1）となります（1）。また、申請する際は、次のいずれかの1ルートを選択することになります（通行証（裏面）に当該選択ルートが添付されます）。

なお、通行証は、帰還困難区域の特定幹線ルートのみ有効な通行証であり、それ以外のルートの通行は、緊急事態（2）を除き、無効となります。

- (1) 国道6号

- ( 2 ) 国道 6 号 ( 双葉町側 ) ~ 東 15 号 ~ 県道 252 号 ~ 西 13 号 ~ 西 9 号 ~ 西 20 号 ~ 県道 35 号 ~ 国道 288 号
- ( 3 ) 国道 6 号 ( 富岡町側 ) ~ 東 15 号 ~ 県道 252 号 ~ 西 13 号 ~ 西 9 号 ~ 西 20 号 ~ 県道 35 号 ~ 国道 288 号

- 1 国道 114 号については、除染の時期を踏まえ、別途検討する予定。
- 2 緊急事態の例：申請書に記載した道路状況が突然の自然災害等により悪化し、やむを得ず当該道路以外の道路を通行する場合

#### 参考：【通過車両の運転手の外部被ばく実効線量評価】

独立行政法人原子力安全基盤機構の調査（平成 25 年 3 月）による避難指示区域内のルートを時速 40 km で走行する場合の運転手の被ばく線量は次のとおりです。

- ・ 国道 6 号避難指示区域内の南端(檜葉町)から北端(南相馬市)まで：2.9  $\mu$ Sv
- ・ 国道 288 号避難指示区域西端(田村市)から国道 6 号交差点まで：2.1  $\mu$ Sv
- ・ 国道 288 号避難指示区域西端(田村市)から県道 251 号を通過し、国道 6 号交差点まで：1.4  $\mu$ Sv

## 7 ステッカーの貼り付け

通過交通する車両については、ステッカー（ ）を車体の側面等、部位を特定の上、外形的に判別可能な場所に貼ります（視界を遮る場所には貼らないでください）。

#### 【ステッカー（B5 サイズ程度：縦 150 mm × 横 250 mm）】

有効期間が終了したステッカーは回収しますので、3 ヶ月後に更新をされない場合は、お手数をお掛けしますが、申請書（更新用）とともに同封する「返信用封筒」にてコールセンターに返却していただきます。

## 8 注意事項の遵守

南相馬市民は、通行証の申請にあたって、注意事項を確認し、市に対して申請書を提出するものとします。

## 9 誓約書の提出

インフラ復旧事業者等は、通行証の申請にあたって、市に対して申請書とあわせて誓約書を提出するものとします。

## 10 違反に対する措置

通過交通の遵守事項（誓約書又は注意事項の記載内容）から逸脱する

行動がとられ、市に連絡があった場合（警察官、見回り隊等からの通報など）市は速やかに確認し、違反が認められた場合、ルールの徹底等の観点から、通行証の即時停止及び所要の期間の通行証発給を停止します（なお、帰還困難区域を迂回することは可能です）。

また、通行証の発給停止期間については、1 回目の違反：2 週間、2 回目の違反：1 ヶ月を基準とします。

通行証の発給停止の対象は、インフラ復旧事業者等であれば、申請者（原則、事業所単位）及び申請者に属する従業員、車両を含むものとし、南相馬市民であれば申請者とします。

### 1 1 調査

市は、必要に応じて、申請書類の内容について実態調査を行い、必要な是正措置を執ります（終了事業に関する通行証停止措置、本申し合わせの要件に合致しない事業者等に対する必要な是正措置等）。

### 1 2 スクリーニング

通行者は、指定のスクリーニング場等（別紙資料 2）を活用しつつ、自らの責任で適切にスクリーニングを実施するものとします。なお、スクリーニングは帰還困難区域を退出する際に行うものとします。

### 1 3 線量計等及び防護装備

線量計等及び防護装備は、原則として通行者自らが準備し携行するものとします。

### 1 4 交通事故等の場合の対応

万が一事故等があった場合の対応は、通常の警察（110 番）への連絡となります。なお、次の 2 カ所が、帰還困難区域内における事故等への対応を行う警察署となります。

双葉警察署檜葉臨時庁舎 0 2 4 0 - 2 5 - 1 5 0 0

双葉警察署浪江分庁舎 0 2 4 - 5 6 6 - 3 1 5 6

#### 【市担当部署】

南相馬市役所 復興企画部 危機管理課

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27（本庁舎 2 階）

電 話 0 2 4 4 - 2 4 - 3 1 0 0 F A X 0 2 4 4 - 2 3 - 2 5 1 1

e-mail kikikanri@city.minamisoma.lg.jp